

【相談事例】

誰でも簡単に隙間時間で稼げるという副業の広告をスマートフォン（以下「スマホ」）で見つけ、SNSに登録した。1700円で電子データのマニュアルを購入した。マニュアルはポイ活やアフィリエイトで稼ぐ内容だった。事業者から都合のいい時間に説明するといわれ、希望の時間をSNSで伝え、SNSの電話機能を利用した電話があり「1日10分、スマホでゲームやアンケートにポチポチするだけでポイントがたまり、AIのポイ活アプリが自動で管理してくれるから誰でも簡単に稼げる」といわれた。「1カ月で100万円の収入も目指せる」「15万円のキャッシュバックもある」といわれ、キャッシュバックに惹かれ契約。遠隔操作のアプリ※で事業者に指示されるままスマホを操作し、サポート代金4万5千円をネットバンキングの自分の口座から事業者の口座に振り込んでしまった。不審なので解約し

たい。（当事者20歳代）

【処理結果】

当センターにて相談者に届いた契約書を確認したところ、契約金額は4万5千円ではなく200万円との記載があり、4万5千円は1カ月のサポート費用と書かれていた。事業者のメールアドレスとクーリング・オフの記載があったため、相談者にメールでのクーリング・オフの通知方法を説明した。当センターから事業者に連絡し、クーリング・オフの通知を発信したので、速やかに既払い金を相談者に返金するように伝えたと、マニュアル代の1700円は通信販売なので返金しないが、4万5千円については返金するとの回答だった。4万5千円が相談者に返金されたことを確認し相談を終了した。

遠隔操作アプリを悪用され 副業のサポート代金を振り込んでしまった

（公財）関西消費者協会 相談グループ主任
黒田 美佳（くろだ・みか）

解説

「簡単に稼げる」「放置したままでも儲かる」といった儲け話をきっかけにSNSに登録し、副業の勧誘をされ高額な契約をさせられるトラブルが若い人を中心に増加しています。情報商材と称する収入を得るためのノウハウが書かれた電子データの購入をきっかけに、高額なコンサルティングやソフトウェア等の契約をさせられます。本件のように、事業者は説明に必要と称して、遠隔操作のアプリを消費者のスマホにダウンロードさせます。アプリを通して、遠隔地から消費者のスマホ画面を見ることができ、事業者はきめ細かな画面操作を消費者に指示し、消費者は明確に意図しないまま、スマホで事業者の口座にお金を振り込んでしまいます。貸金業者のアプリから、借入口座を開設し、借金をして多額の現金を事業者の口座に振り込むところまで、遠隔操作で指示をされた事例も見られます。SNS等の電話機能を利用して事業者が消費者に電話をかけ契約させた場合は、「特定商取引に関する法律」の電話勧誘販売に該当しクーリング・オフができます。しかし現金で相手の口座に振り込んでしまい、最終的に事業者が返金しなかった場合、被害回復は困難です。「簡単に稼げる」「儲かる」というネット上の儲け話を信用しないようにしましょう。スマホに遠隔操作のアプリを安易にインストールしないように注意し、操作途中でおかしいと気づいたらすぐにスマホのネット接続を切ってください。遠隔操作で貸金業者のアプリに登録した場合、悪用されないようにIDやパスワードを変更することが必要です。

※ 操作側、操作される側、双方の端末にアプリをダウンロードして、遠隔操作側に操作される側が、端末の接続に必要な番号等を伝え、遠隔操作が可能となります。遠隔操作される側のスマホによっては、画面情報の共有のみになる場合があります。